独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター職員給与規程 平成28年3月30日規程第16号

改正 平成29年3月28日規程第9号 平成29年6月27日規程第22号 平成30年3月30日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)日本バイオアッセイ研究センター職員就業規則(平成28年規程第16号。以下「就業規則」という。)第21条に基づき独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター(以下「バイオアッセイ研究センター」という。)の試験研究に従事する職員の給与について定めることを目的とする。

(適用の範囲)

- 第2条 この規程は、バイオアッセイ研究センターに勤務し、試験研究に従事する職員(以下「職員」 という。)に適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長の特に指定する職員、臨時に勤務する職員、常時勤務を要しない 職員等については、別に定めるところによる。

(給与の種類)

- 第3条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。
- (1) 本俸
- (2) 地域手当
- (3) 広域異動手当
- (4) 扶養手当
- (5)職務手当
- (6) 時間外勤務手当及び深夜時間外勤務手当
- (7) 休日勤務手当及び休日深夜勤務手当
- (8) 期末手当
- (9) 特例一時金
- (10) 勤勉手当
- (11) 通勤手当
- (12) 住居手当
- (13) 単身赴任手当
- (14) その他理事長の定める手当
- 2 機構の業務について生じた職員に対する実費の弁償は給与に含まれないものとする。 (給与の支給)
- 第4条 職員の給与は全額を通貨により、又は職員の同意を得て銀行等の当該職員名義の口座への振り 込みにより直接職員に支給する。ただし、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものがある 場合にはその金額を控除する。

(給与の支給日)

第5条 職員の給与(期末手当、特例一時金及び勤勉手当を除く。)の支給日は毎月20日とし、当月1

日から当月末日までの本俸、地域手当、広域異動手当、扶養手当、職務手当、通勤手当、住居手当、 単身赴任手当及びその他理事長の定める手当並びに前月1日から末日までの時間外勤務手当、深夜時 間外勤務手当、休日勤務手当及び休日深夜勤務手当を支給する。ただし、その日が休日に当たるとき は、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

(職員の本俸)

第6条 職員の本俸は就業規則第6条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による 勤務に対する報酬として月給制により支給する。

(本俸の決定)

- 第7条 職員の受ける本俸は、その職員の行う職務の複雑・困難性及び責任の度合に応じて職務の級を 決定し、その職務の級の中の号俸又は第3項の規定するところにより月額をもって決定する。
- 2 職務の級、号俸及びこれらに対応する本俸の月額(以下「本俸月額」という。)は、別表第1及び 別表第2に定めるとおりとする。各別表の適用範囲は、それぞれ各別表に定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず所長の本俸月額は別表第3に定めるとおりとする。 (昇給)
- 第8条 昇給の期日は、毎年、原則として7月1日とする。
- 2 昇給は、別に定める人事評価制度に基づく直前の評価対象期間(4月から翌年3月までの間をいう。 以下同じ。)におけるその者の勤務成績に応じて別に定める基準により、又は理事長が特に必要と認 めたときに行う。ただし、次のいずれかに該当する者については、当該人事評価制度に基づく昇給は 行わない。
- (1)独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター育児休業規程(平成28年規程第13号)による育児休業(第10条第1項又は第2項の規定による勤務時間の短縮措置を除く。)、独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター介護休業規程(平成28年規程第14号)による介護休業(1日を単位とするものに限る。)又は業務上若しくは通勤による傷病による欠勤若しくは休職の期間が直前の評価対象期間に6月以上あった者
- (2) 前号の事由以外の事由による欠勤(就業規則第17条に規定する無届欠勤又は遅刻等を含む。)又は休職の期間が直前の評価対象期間に2月以上あった者
- (3) 直前の評価対象期間において前2号の休業、欠勤若しくは休職又は就業規則第20条第1項第4号の産前産後に係る特別休暇のうち異なる事由による休業等の期間が複数ある場合で、これらの期間の合計が6月以上あった者
- (4) 直前の評価対象期間において就業規則第41条の規定により出勤停止以上の懲戒を受けた者
- (5) 直前の評価対象期間における評価結果がない者
- 3 前2項の規定は、別表第3に定める職員には適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員が同一の職務の級に属する間は、当該職務の級における最高号俸を昇給の限度とする。

(地域手当)

- 第9条 地域手当は、別表第4に掲げる職員に支給する。
- 2 地域手当の月額は、当該月に支給される本俸、扶養手当及び職務手当の合計額に、別表第4に掲げる区分に応じて、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
- 第9条の2 前条の規定により地域手当を支給される職員がその在勤する部所を異にして異動した場合(当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた部所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合

その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、 当該異動の直後に在勤する部所に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた部 所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、当該職員(以下「地域手当支給割合減職員」 という。)には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に 定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当 該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間)、当該月に支 給される本俸、扶養手当及び職務手当の合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定 める割合を乗じて得た金額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過 するまでの間に更に在勤する部所を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における 当該職員に対する地域手当の支給については、別に理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動の日から同日以降1年を経過するまでの期間
 - 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の 日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以降2年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合 (広域異動手当)
- 第9条の3 職員がその在勤する部所を異にして異動した場合において、地域手当支給割合減職員には、 当該異動の日から3年を経過する日までの間、当該月に支給される本俸、扶養手当及び職務手当の合 計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額の広域異動手当 を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する部所を異 にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する広域異動手当の支給 については、別に理事長の定めるところによる。
 - (1) 当該異動の日から1年を経過した日以降2年を経過するまでの期間

第9条の2(2)の地域手当が支給される場合にあっては、異動前の地域手当の支給割合に100分の20を乗じて得た割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該 異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)。

また、第9条の(2)の地域手当が支給されない場合にあっては、異動前の地域手当の支給割合に100分の100を乗じて得た割合(この場合、異動の直後に在勤する部所に係る地域手当は支給しない。)

(2) 当該異動の日から2年を経過した日以降3年を経過するまでの期間

異動前の地域手当の支給割合に 100 分の 100 を乗じて得た割合 (この場合、異動の直後に在勤する部所に係る地域手当は支給しない。)

(本給)

- 第 10 条 本俸にこれに対する地域手当及び広域異動手当を加えたものを本給とする。
- 2 本給の最高限度額については別に定める。

(本俸の日割計算)

- 第 11 条 新たに職員になった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たな本俸を支給する。
- 2 職員が退職したときは、その日まで本俸を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給する以外のとき、 又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸の額はその月の日数から休日の日数を差引い た日数を基礎として日割によって計算する。

(扶養手当)

- 第12条 扶養手当は扶養親族のある職員に支給する。
- 2 扶養親族は次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を 受けている者とする。
- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)
- (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3)60歳以上の父母及び祖父母
- (4)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については5,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4月1日から満 22 歳に達する日以後の最初 の 3月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、 前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を 同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族異動届)

- 第 13 条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号に該当する事実が生じた場合は、その職員は速やかにその旨を日本バイオアッセイ研究センター所長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

(職務手当)

- 第14条 職務手当は、別表第5に掲げる職員に対して支給する。
- 2 職務手当は、月額制とし、その額はその職務に応じて当該職員の本俸に別表第5に掲げる割合を乗 じて得た額又は別表第5に掲げる額とする。

(時間外勤務手当及び深夜時間外勤務手当)

- 第 15 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間を超えて 勤務した時間に第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの本給額(以下本条及び次条において「1 時間 当たりの本給額」という。)の 100 分の 125 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただ し、その勤務した時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に及ぶ場合は、その間に勤務した時間に1 時間当たりの本給額の 100 分の 150 を乗じて得た額を深夜時間外勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(労働基準法(昭和22年 法律第449号)第32条に規定する1日又は1週間の労働時間を超える部分に限る。)の合計が1月に ついて60時間を超えた場合には、その超えた時間については、1時間当たりの本給額に、時間外勤 務手当にあっては100分の150を、深夜時間外勤務手当にあっては100分の175を乗じて得た額を支

給する。

3 前項に規定する1月について 60 時間を超えた時間に対して労使協定で定めるところにより代替休暇を付与した場合には、当該代替休暇の付与の基礎となった時間分についての1時間当たりの本給額に乗ずる率は、第1項に定める率とする。

(休日勤務手当及び休日深夜勤務手当)

- 第 16 条 休日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した時間に1時間当たりの本給額の100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に及ぶ場合は、その間に勤務した時間に1時間当たりの本給額の100分の160を乗じて得た額を休日深夜勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第 10 条第 2 項の規定により休日を他の勤務すべき日と振り替 えられた職員については、その日を通常の勤務日とみなして通常の給与を支給する。ただし、その振 り替えた日に、正規の勤務時間を超えて勤務した場合は前条の規定を準用する。

(勤務1時間当たりの本給額の算出)

第17条 前2条に規定する勤務1時間当たりの本給額は、次の算式により計算した額とする。

本給額×12 年間所定勤務時間数

(時間外勤務手当等の適用除外)

第18条 第15条及び第16条の規定は、第14条の規定により職務手当を支給される職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認め別に定める場合はこの限りでない。

(期末手当)

- 第 19 条 期末手当は、6月1日及び 12月1日(以下この条及び第 20 条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(別に定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。ただし、独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター職員退職手当規程(平成 28 年規程第 17 号。以下「退職手当規程」という。)第3条ただし書の規定に該当する職員及び理事長が期末手当を支給することが適当でないと認めた職員には支給しない。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号。 以下「給与法」という。)の期末手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて表1に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表2に定める割合を乗じて得た額から165,000円(理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額)を減じて得た額とする。ただし、国家公務員等で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その身分を保有して引き続いて職員となった者の在職期間は6月とみなす。なお、理事長が特に必要と認めるときは別に定めることができる。

(表1)

| 基準日 区 分 | 割合 |
|---------|----|
|---------|----|

| | 職務の級が技術職管理職2級以上 及びそれと同等以上(所長を含む) の職員 | | 100分の101.5 |
|-------|--|---------------------------|------------|
| 6月1日 | その他の職員 | 技術職管理職1級 | 100分の118 |
| | ての他の地質 | その他の職員 | 100分の122.5 |
| | | 術職管理職 2 級以上 等以上(所長を含む) | 100分の115.5 |
| 12月1日 | | 技術職管理職1級 | 100分の132 |
| | その他の職 員 その他の職員 | | 100分の137.5 |

(表2)

| 在職期間 | 割合 |
|----------|----------|
| 6月 | 100分の100 |
| 5月以上6月未満 | 100分の 80 |
| 3月以上5月未満 | 100分の 60 |
| 3月未満 | 100分の 30 |

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸額並びに扶養手当の月額及びこれに対する 地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 別表第2の適用を受ける職員、別表第3の適用を受ける職員及び別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別表第2の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び別表第3の適用を受ける職員にあっては、その額に本俸月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項の在職期間の算定に当たっては、第24条第2項及び第3項の欠勤の期間の2分の1に相当 する期間、同条第4項の欠勤又は遅刻等の期間、第25条第2項から第4項までの休職の期間の2分

の1に相当する期間、同条第5項の休職の期間のうち理事長が定める期間並びに就業規則第41条の 規定による出勤停止の処分を受けている期間を在職期間から除くものとする。

(特例一時金)

- 第19条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、支給する。
- 2 特例一時金の額は、ライフプラン支援金規程(平成29年規程第8号)第8条に規定する額とする。
- 3 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。
- 4 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (勤勉手当)
- 第20条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(別に定める者を除く。)に対し、別に定める人事評価制度に基づく直前の評価対象期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。ただし、退職手当規程第4条ただし書の規定に該当する職員及び理事長が勤勉手当を支給することが適当でないと認めた職員には支給しない。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項の勤務成績に応じて表1に定める割合及び基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて表2に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、国家公務員等で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、その身分を保有して引き続いて職員となった者の在職期間は6月とみなす。なお、理事長が特に必要と認めるときは別に定めることができる。

(表1)

| | 1 | | | | |
|------|--------|------------------|---|--|-----------|
| | | | | 割 合 | |
| | | | 前年度の業績 | 前年度の業績評 | 業績評価を行 |
| 基準日 | 区 | 分 | 評価ポイント | 価ポイントが上 | わない者 |
| | | | が上位 25%以 | 位 25%の者 | |
| | | | 外の者 | | |
| | | | | | |
| | 所長 | | | | 100 分の 90 |
| | | | | | |
| | 職務の級が技 | · 活職管理職 2 級以上 | | | |
| | | 等以上の職員 | 100分の101.2 | 100 分の 115.3 | |
| | | | | | |
| 6月1日 | | 技術職管理職1級 | 100 分の 83.6 | 100 分の 96. 3 | |
| | | 1文的机 自产机 1 水 | 100) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 100) 00 90. 3 | |
| | その他の職 | | | | |
| | | | | | |
| | 員 | フの他の聯旦 | 100 (\) \$ 00 | 100 (\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | |
| | | その他の職員 | 100 分の 86 | 100 分の 99 | |
| | | | | | |
| | | | | | / |

| | 所長 | | | | 100 分の 95 |
|-------|--------|--------------------------|-------------|---------------|-----------|
| | | を 術職管理職2級以上 等以上の職員 | 100分の105.2 | 100 分の 120.8 | |
| 12月1日 | | 技術職管理職1級 | 100 分の 88.6 | 100 分の 101.8 | |
| | その他の職員 | その他の職員 | 100 分の 91 | 100 分の 104. 5 | |

(表2)

| 在職期間 | 割合 |
|-------------|----------|
| 6月 | 100分の100 |
| 5月15日以上6月未満 | 100分の95 |
| 5月以上5月15日未満 | 100分の90 |
| 4月15日以上5月未満 | 100分の80 |
| 4月以上4月15日未満 | 100分の70 |
| 3月15日以上4月未満 | 100分の60 |
| 3月以上3月15日未満 | 100分の50 |
| 2月15日以上3月未満 | 100分の40 |
| 2月以上2月15日未満 | 100分の30 |
| 1月15日以上2月未満 | 100分の20 |
| 1月以上1月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上1月未満 | 100分の10 |
| 15日未満 | 100分の5 |
| 0 | 0 |

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき本俸額とする。
- 4 職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に給与法の勤勉手当に関する規定の適用を受ける職員の例に準じて表3に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(表3)

| 基準日 | | 区 分 | 割合 |
|-------|--|--------------------------------|-----------|
| | 職務の級が技術職管理職2級以上 及びそれと同等以上(所長を含む) の職員 | | 100分の104 |
| 6月1日 | | 技術職管理職1級 | 100分の87.5 |
| | その他の職員 | その他の職員 | 100分の90 |
| | | を 術職管理職 2 級以上 等以上(所長を含む) | 100分の109 |
| 12月1日 | | 技術職管理職1級 | 100分の92.5 |
| | その他の職員 | その他の職員 | 100分の95 |

5 第 19 条第 4 項の規定は第 3 項の勤勉手当基礎額について、同条第 5 項の規定は第 2 項の在職期間 について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 3 項」と、同条第 5 項 中「期間の 2 分の 1 に相当する期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

- 第21条 通勤手当は、通勤のための交通機関等を利用する職員に支給する。
- 2 通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の

通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額を支給単位期間の月数で除して得た額 が 55, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、55, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、勤務地を異にする異動に伴い、当該異動の直前の住居からの通勤のため、 理事長が新幹線鉄道等を利用することが適当であると認められる職員が新幹線鉄道等を利用する場合の通勤手当の額は、前項の規定による額に、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の額の2分の1に相当する額(ただし、当該額を支給単位期間の月数で除した額が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額。)を加算した額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、 支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとす る。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間をいう。

(住居手当)

- 第21条の2 住居手当は次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
 - (2) 当該職員の所有に係る住宅(別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他別に 定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して2 0年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
 - (3) 第 22 条の2に規定する単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - □ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超える時は16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額
 - イ 当該新築又は購入の日から起算して10年を経過していない住宅に居住している職員 5,00 0円
 - ロ イ以外の職員 2,500円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により計算した額の2分の1の額(その額に100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第22条 削除

(単身赴任手当)

- 第 22 条の 2 在勤する部所を異にする異動に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する部所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常態とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

(休暇の際の給与)

第 23 条 就業規則第 18 条及び第 20 条に規定する休暇の時間又は日については、通常の勤務をしたものとして給与を支給する。

(欠勤者の給与)

- 第 24 条 業務上又は通勤による傷病により遅刻、早退若しくは欠勤した時間又は日については通常の 勤務をしたものとして給与を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に よる休業(補償)給付及び休業特別支給金又は傷病(補償)年金及び傷病特別年金を受けた場合には、 その給付額を控除した額を支給する。
- 2 職員が業務外の傷病により欠勤した日については、給与は支給しない。
- 3 職員が第1項及び第2項の事由以外の事由により欠勤した日(就業規則第17条の無届欠勤として 取り扱われる日を除く。)については、本俸、地域手当、広域異動手当、扶養手当、職務手当及び住 居手当の100分の50の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。
- 4 就業規則第 17 条の規定により無届欠勤又は遅刻等として取り扱われた日又は時間については、給 与は支給しない。
- 5 第19条第1項又は第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に前3項の欠勤をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前3項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、特例一時金及び勤勉手当を支給する。

(休職者の給与)

- 第25条 職員が業務上又は通勤による傷病により、就業規則第25条の2第1項第2号の規定に基づき 休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険 法による休業(補償)給付及び休業特別支給金又は傷病(補償)年金及び傷病特別年金を受けた場合 には、その給付額を控除した額を支給する。
- 2 職員が業務外の傷病により就業規則第 25 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき休職を命 ぜられた場合は、その休職の期間中の給与は支給しない。
- 3 職員が就業規則第25条の2第1項第3号の規定により、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本俸、地域手当、広域異動手当、扶養手当及び住居手当の100分の60の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。

4 削除

5 職員が就業規則第 25 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、給与の全部又は本俸、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、期末手当及び特例一時

金の全部又は一部であって理事長が定める額を支給することができる。

(育児休業者の給与)

第 25 条の 2 職員が育児休業又は子の養育に係る所定勤務時間の短縮をした場合の給与については、 独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター育児休業規程(平成28年規程第13 号)の定めるところによる。

(介護休業者の給与)

第 25 条の3 職員が介護休業をした場合の給与については、独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター介護休業規程(平成 28 年規程第 14 号)の定めるところによる。

(停職者の給与)

第26条 職員が就業規則第41条の規定による出勤停止の処分を受けた場合は、その期間中の給与は支給しない。

(給与の非常時払)

- 第 27 条 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるための給与の支給を請求した場合は、第 5 条の規定にかかわらず請求の日までの本俸、地域手当、広域異動手当及び扶養手当の額を支給することができる。
- 2 前項の場合の非常時払の日割計算は、第11条第4項の規定を準用する。 (実施に関し必要な事項)
- 第 28 条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別にこれを定める。この場合において、別の定めがない事項は、原則として国家公務員における取扱いに準ずるものとする。

附 則 (平成28年3月30日規程第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(広域異動手当の凍結)

第2条 第9条の3の規定は、当分の間、適用しない。

(持ち家に対する住居手当の凍結)

第3条 第21条の2第1項第2号及び第2項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成28年3月28日規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 27 日規程第 22 号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則(平成30年3月30日規程第5号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

技術職一般職給与表

| 職務の | | 0 /7 | | 職務の | | 0 /7 | 0 /7 |
|-----|----------|----------|--------------|-----|----------|------|------|
| 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 |
| 口. | 本俸月 | 本俸月 | 卡 焦口炉 | 口は | 本俸月 | 本俸月 | 本俸月 |
| 号俸 | 額 | 額 | 本俸月額 | 号俸 | 額 | 額 | 額 |
| | 円 | 円 | 円 | | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 134, 100 | 186, 700 | 279, 500 | 41 | 272, 900 | | |
| 2 | 137, 400 | 197, 100 | 287, 800 | 42 | 274, 000 | | |
| 3 | 141, 200 | 203, 900 | 300, 200 | 43 | 275, 100 | | |
| 4 | 145, 900 | 211,000 | 308, 500 | 44 | 276, 200 | | |
| 5 | 151, 500 | 223, 900 | 318, 700 | 45 | 277, 300 | | |
| 6 | 157, 900 | 236, 600 | 330, 200 | 46 | 278, 400 | | |
| 7 | 164, 700 | 244, 000 | 337, 100 | 47 | 279, 500 | | |
| 8 | 170, 900 | 254, 700 | 343, 200 | 48 | 280, 600 | | |
| 9 | 176, 300 | 263, 700 | 350, 800 | 49 | 281, 700 | | |
| 10 | 181, 900 | 275, 100 | 357, 200 | 50 | 282, 800 | | |
| 11 | 187, 700 | 281, 900 | 362, 300 | 51 | 283, 900 | | |
| 12 | 193, 400 | 288, 600 | 366, 800 | 52 | 285, 000 | | |
| 13 | 199, 300 | 293, 300 | 373, 000 | 53 | 286, 100 | | |
| 14 | 205, 500 | 298, 400 | 377, 000 | 54 | 287, 200 | | |
| 15 | 211, 700 | 303, 200 | 381,000 | 55 | 288, 300 | | |
| 16 | 216, 400 | 308, 000 | 385, 000 | 56 | 289, 400 | | |
| 17 | 221,000 | 312, 800 | 389, 000 | 57 | 290, 500 | | |
| 18 | 225, 500 | 316, 000 | 392, 000 | 58 | 291, 600 | | |
| 19 | 229, 900 | 320, 800 | 394, 000 | 59 | 292, 700 | | |
| 20 | 234, 000 | 325, 600 | 396, 000 | 60 | 293, 800 | | |
| 21 | 238, 000 | 328, 000 | 398, 000 | 61 | 294, 900 | | |
| 22 | 241, 800 | 329, 600 | 400,000 | 62 | 296, 000 | | |
| 23 | 245, 600 | 331, 200 | 402,000 | 63 | 297, 100 | | |
| 24 | 249, 100 | 332, 800 | 404, 000 | 64 | 298, 200 | | |
| 25 | 252, 000 | 334, 400 | 406, 000 | 65 | 299, 300 | | |
| 26 | 254, 700 | 336,000 | 408, 000 | 66 | 300, 400 | | |
| 27 | 256, 900 | 337, 600 | | 67 | 301, 500 | | |
| 28 | 258, 400 | 339, 200 | | 68 | 302, 600 | | |
| 29 | 259, 600 | 340, 800 | | 69 | 303, 700 | | |
| 30 | 260, 800 | 342, 400 | | 70 | 304, 800 | | |
| 31 | 261, 900 | 344, 000 | | | | | |
| 32 | 263, 000 | 345, 600 | | | | | |
| 33 | 264, 100 | 347, 200 | | | | | |

| 34 | 265, 200 | 348, 800 |
|----|----------|----------|
| 35 | 266, 300 | 350, 400 |
| 36 | 267, 400 | 352,000 |
| 37 | 268, 500 | |
| 38 | 269, 600 | |
| 39 | 270, 700 | |
| 40 | 271, 800 | |

技術職管理職給与表

| 職務の級 | 1 級 | 2 級 | 職務の級 | 1 級 | 2 級 |
|------|----------|----------|------|----------|----------|
| 号俸 | 本俸月額 | 本俸月額 | 号俸 | 本俸月額 | 本俸月額 |
| | 円 | 円 | | 円 | 円 |
| 1 | 332, 900 | 393, 300 | 41 | 411, 200 | 501, 700 |
| 2 | 335, 100 | 396, 200 | 42 | 412, 800 | 504,000 |
| 3 | 337, 300 | 399, 100 | 43 | 414, 400 | 506, 300 |
| 4 | 339, 500 | 402, 000 | 44 | 416,000 | 508,600 |
| 5 | 341, 500 | 404, 700 | 45 | 417, 600 | 510, 700 |
| 6 | 343, 600 | 407, 600 | 46 | 419, 200 | 512, 300 |
| 7 | 345, 700 | 410, 500 | 47 | 420, 800 | 513, 900 |
| 8 | 347, 800 | 413, 400 | 48 | 422, 400 | 515, 500 |
| 9 | 349, 900 | 416, 100 | 49 | 423, 800 | 517, 200 |
| 10 | 352, 000 | 418, 900 | 50 | 425, 300 | 518, 700 |
| 11 | 354, 100 | 421, 700 | 51 | 426, 800 | 520, 200 |
| 12 | 356, 200 | 424, 500 | 52 | 428, 300 | 521, 700 |
| 13 | 358, 300 | 427, 400 | 53 | 429, 800 | 523, 000 |
| 14 | 360, 300 | 430, 200 | 54 | 431, 200 | 524, 200 |
| 15 | 362, 300 | 433, 000 | 55 | 432, 600 | 525, 400 |
| 16 | 364, 300 | 435, 800 | 56 | 434, 000 | 526, 600 |
| 17 | 366, 200 | 438, 700 | 57 | 435, 200 | 527, 800 |
| 18 | 368, 200 | 441, 500 | 58 | 436, 600 | 528, 800 |
| 19 | 370, 200 | 444, 300 | 59 | 438, 000 | 529, 800 |
| 20 | 372, 200 | 447, 100 | 60 | 439, 400 | 530, 800 |
| 21 | 374, 100 | 450, 000 | 61 | 440, 600 | 531, 900 |
| 22 | 376, 100 | 452, 700 | 62 | 441, 600 | 532, 800 |
| 23 | 378, 100 | 455, 400 | 63 | 442, 600 | 533, 700 |
| 24 | 380, 100 | 458, 100 | 64 | 443, 600 | 534, 600 |
| 25 | 382, 000 | 460, 900 | 65 | 444, 500 | 535, 600 |
| 26 | 384, 000 | 463, 500 | 66 | 445, 400 | 536, 500 |
| 27 | 386, 000 | 466, 100 | 67 | 446, 300 | 537, 400 |
| 28 | 388, 000 | 468, 700 | 68 | 447, 200 | 538, 300 |
| 29 | 389, 900 | 471, 300 | 69 | 447, 900 | 539, 300 |
| 30 | 391, 900 | 473, 900 | 70 | 448, 800 | 540, 200 |
| 31 | 393, 900 | 476, 500 | 71 | 449, 700 | 541, 100 |
| 32 | 395, 900 | 479, 100 | 72 | 450, 600 | 542, 000 |
| 33 | 397, 700 | 481, 500 | 73 | 451, 300 | 543, 000 |
| 34 | 399, 500 | 484, 000 | | | |
| 35 | 401, 300 | 486, 500 | | | |

| 36 | 403, 100 | 489,000 |
|----|----------|----------|
| 37 | 404, 800 | 491,600 |
| 38 | 406, 400 | 494, 100 |
| 39 | 408, 000 | 496, 600 |
| 40 | 409, 600 | 499, 100 |

別表第3

所長給与表

| 役 | 職 | 本俸月額 |
|---|---|----------|
| 所 | 長 | 607, 000 |

別表第4

| 地域手当を支給される職員 | 支給割合 |
|----------------------|----------|
| バイオアッセイ研究センターに勤務する職員 | 100 分の 6 |

別表第5

| 職務 | 金額又は割合 |
|--|-----------|
| 所長 | 170,000 円 |
| 副所長、部長、信頼性保証主管(部長クラス)、 上席専門役又は上席技術専門役 | 100 分の 20 |
| 課長、室長又は信頼性保証主管(課長クラス) | 100 分の 18 |
| 専門役又は技術専門役 | 100 分の 16 |